公益財団法人山梨共修社

令和元年度2回理事会議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年2月20日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事長 中村一雄

議事録作成に係る職務を行った理事 芦澤利彦

理事 7名

監事 3名

(理事会の決議の目的である事項)

第1号議案 令和2年度事業計画について 令和2年度収支計画について

第2号議案 「その他」

令和2年2月15日、理事長中村一雄が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案について、令和2年2月20日までに理事及び監事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事長及び議事録の作成に係る職務を行った常務理事は、次に記名押印する。

令和2年2月20日

理事長 中村一雄

常務理事 芦澤利彦

公益財団法人山梨共修社

令和元年度第2回評議員会議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日 令和2年3月19日

評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事長 中村一雄

議事録作成に係る職務を行った理事 芦澤利彦

評議員数 10名

(評議員会の決議の目的である事項)

第1号議案 令和2年度事業計画について 令和2年度収支計画について

第2号議案 「その他」

令和2年3月5日、理事長中村一雄が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案について、令和2年3月19日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般法人法第194条に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、 本事項を提案した理事長及び議事録の作成に係る職務を行った常務理事は、次に記名 押印する。

令和2年3月19日

理事長 中村一雄

常務理事 芦澤利彦